

佐賀県障害者ボランティアグループ等支援事業
補助金募集要項

【事業の目的・狙い】

地域住民の自発的な活動を支え、障害のある方の社会参画の促進を図ります。

【補助対象となる事業】

障害のある方やその家族など当事者の想いに寄り添いながら活動する団体の事業に対して補助金を交付します。

【補助対象とならない事業】

- (1) もっぱら自分たちの楽しみを目的とする趣味の集まりや同行会の活動
- (2) 国や自治体から補助を受けている事業
- (3) 企画・運営を包括的に他の団体へ委託した(申込団体と運営団体が異なる)事業
- (4) 物品購入のみの事業(活動への補助を趣旨とした事業のため。ただし、活動で必要な物品の購入については認める。)

【補助対象となる団体】

営利を目的としない団体で以下のようなグループ

- ・ N P O 法人
- ・ 学校のボランティアサークル
- ・ 自治会、町内会などの地縁団体
- ・ 同じ想いで集まられている個人のグループ
- ・ 目的に沿った活動をする団体や個人 など

※活動実績は問わない

【補助の対象とならない団体】

- (1) 営利を目的とした団体
- (2) 国や自治体から運営費の補助を受けている団体
- (3) 市町村地域生活支援事業のうち自発的活動支援事業の補助を受けている団体

【補助対象となる事業実施期間】

令和7年5月1日（木）～令和8年3月20日（金）

※令和7年4月中に事業着手の予定がある場合は、ご相談ください。

【補助金額】

実費（１団体あたり上限１０万円／年間）

【補助対象となる経費】

- | | |
|-----------|---------------------------|
| （１）旅費・交通費 | 鉄道、バス、ガソリン代などの交通費や宿泊費（実費） |
| （２）備品費 | 文具、教材などの購入費 |
| （３）消耗品費 | 用紙、衛生資材などの購入費 |
| （４）製作費 | ポスター、パンフレットなどの製作費用 |
| （５）通信費 | 郵送、宅配便、Web 会議の導入費用などの費用 |
| （６）会場費 | 会場使用料、会場設営などの費用 |
| （７）謝金 | 外部講師・外部ボランティアなどに対する謝礼金 |
| （８）食料費 | 交流会等での茶菓子購入費用 |
| （９）その他 | 上記経費項目以外の活動に必要な経費 |

【補助対象とならない経費】

- （１）団体メンバーの人件費、団体メンバーへの講師料などの謝礼金
- （２）活動の拠点となる事務所などの家賃・光熱費・通信費など
- （３）事務所や居宅などで恒常的に使う備品購入費用（パソコン、コピー機、プリンターなどの汎用機材）
- （４）その他団体等の維持管理費とみなされるもの

【申請方法及び補助金交付決定のお知らせ】

- （１）申請に必要な書類

佐賀県障害者ボランティアグループ等支援事業補助金交付要綱に基づき、以下の書類をご提出ください。

交付申請書（様式第１号）

〔１〕事業計画（別紙１）

〔２〕収支予算書（別紙２）

〔３〕誓約書

その他申請事業の参考となる資料

団体代表者の本人確認書類（運転免許証の写しなど）

申請チェックシート

- （２）申請書類の入手方法

各様式は佐賀県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

(3) 申請書類の提出方法

事業開始の30日前までに、佐賀県障害福祉課まで、持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出してください。

(4) 補助金交付決定のお知らせ

事業の内容が目的に沿っているかなどを審査のうえ、交付決定のお知らせをします。

【その他】

補助対象の団体の活動に佐賀県職員が参加させていただく場合がありますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、補助金は事業計画が承認された後であれば、前もって支払うこと（概算払）が可能です。

【窓口・問合せ先】

佐賀県障害福祉課 企画担当

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL:0952-25-7143 Email: shougaifukushi@pref.saga.lg.jp